

第1章〔義務付け・枠付けの見直し〕

1 見直しの基本的考え方

- 自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」の確立
- 国の法令を「上書き」する範囲拡大を含む条例制定権の拡充
- 法制的観点から、地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大。自らの責任で行政を実施する仕組みの構築

2 見直しの方針

(1) 義務付け・枠付けの範囲設定

- 自治事務のうち、国の法令によって義務付け・枠付け（※）をし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの（条項単位）→約1万条項

(2) 見直しの具体的な方針

- メルクマール（判断基準）に該当しない条項については、
①廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
②手続、判断基準等の全部の条例委任又は条例補正（「上書き」）の許容
③手續、判断基準等の一部の条例委任又は条例補正（「上書き」）の許容
のいずれかの見直しが必要。その際、①から③の順序で見直すべき。

(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定

（別添1参照）

※「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けること。

「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うこと。

3 メルクマール該当・非該当の判断

- 義務付け・枠付け条項全体（約1万条項）について、メルクマール該当・非該当の判断を別表で提示（別添2参照）

メルクマールに該当する条項	… 51.8%
メルクマールに該当しない条項	… 48.2%
- 全国知事会、全国市長会提言等に係るもの184条項のうち

メルクマールに該当する条項	… 8.3%
メルクマールに該当しない条項	… 91.7%

4 今後の進め方

- メルクマールに該当しない条項については、2(2)の方針に従って見直しを行なうべき。これまでの委員会審議等を踏まえれば、このうち、次に掲げるような形態のものについては特に問題
 - ①施設・公物設置管理の基準
 - ②協議、同意、許可・認可・承認
 - ③計画等の策定及びその手続
- これらを中心に、委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置を調査審議

第2章〔国の出先機関の見直し〕

基本的考え方

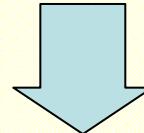
- 国と地方の役割分担の見直し(住民に身近な行政は地方へ)
- 「二重行政」の弊害の徹底排除
- 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
- 地域住民の目の届くものとする仕組み
- 地方再生、地域振興

事務・権限の見直し

第1次勧告で示し、中間報告で具体化した、

「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」

〔出先機関の事務・権限を、①重複型、②分担型、③関与型、④国専担型
を基本に分類し、それぞれの分類ごとに仕分けの考え方を提示〕



・各府省から「仕分け」の見解を聴取
・関係府省からのヒアリング結果、全国知事会など関係者の意見等を考慮

対象機関の事務・権限を仕分け

- ・廃止(民营化、独立行政法人化を含む。)を検討するもの
- ・地方への移譲を検討するもの 等

【事務・権限の見直しの具体的な内容】 ⇒ 別添3参照
・8府省15系統の116事項の事務・権限を見直し

事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

- 人員の移管等の取扱い
 - ・仕事の地方への移譲に伴い、人材や必要な財源を地方に確保
 - ・事務・権限の地方移譲に伴う職員の移行等
 - ・事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化
- ⇒ 円滑な実施をはかる仕組みの検討
 - ・総合調整を行うための国と地方を通じた横断的組織(本部)の設置
 - ・制度的な措置(退職金の負担、身分の取扱い、処遇上の取扱い等) 等
- 財源の手当ての取扱い…必要な財源確保に向け、引き続き検討

経緯

- 19.5 経済財政諮問会議が8府省15系統の国の出先機関の見直しを提案
- 19.6 「骨太方針2007」—政府から委員会に検討要請
- 20.5 第1次勧告(基本方向を提示) ⇒ 20.6 「骨太方針2008」
- 20.8 中間報告(仕分けの考え方の具体化等)
⇒ 出先機関の事務・権限の「仕分け」について各府省の見解を聴取

組織の見直し

◇事務・権限の見直しに応じ、組織について見直し

① 二重行政の弊害是正の観点からの組織の見直し

ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合
(地方再生や地域振興の観点等から編成する総合的な出先機関)

イ 同一府省における出先機関の統廃合

ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合

※ 社会情勢の変化により業務そのものが不要となるものは、組織を廃止

② 二重行政の弊害がない場合には現行の組織を存続

◇地域との連携やガバナンスの確保の仕組み

○ 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置

- ・協議会を法律上明確に位置付け
- ・域内の都道府県知事、政令市市長と市長会・町村会の代表者で構成
- ・直轄公共事業の整備計画、次年度の事業計画、予算・決算の案等を付議

○ 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

- ・個別事業の積算や明細の情報開示等

【組織の改革の方向性】 ⇒ 別添4参照

出先機関の改革の実現に向けて

- 勧告の方向に沿って、改革の実現に向けた工程表となる計画を20年度内に策定することと、推進のための体制づくりを、政府に要請
- 道路・河川の移管に係る国と都道府県との個別協議については、都道府県から要望があった区間等も含め、早急に結論を出すよう要請

義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則(民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹)に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
 - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定(保険と整合的な給付を含む)のうち、**地方自治体以外の主体**に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る)に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取(協議・調整を除く)に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの(民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く)以外のもの
 - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続に関するもの
 - g 国・地方自治体間の同意(地方分権推進計画(平成10年5月)第2の4(1)カ(ア)a、bに該当するものに限る。)、及び許認可・承認(同計画第2の4(1)キ(ア)a～eに該当するものに限る。)に係る規定(第1次勧告の第2章重点行政分野の抜本的な見直しの勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)
 - v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - vii 國際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」 非該当だが、残ざるを得ないと判断するもののメルクマール

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるもの)に当たっての個人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使に当たっての身分証持帯義務、刑事手続における人身拘束に当たっての人権擁護、個人情報保護に限る。)、地方自治体による事実証明(証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。)
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

別添2

義務付け・枠付け条項、及びそのメルクマール該当・非該当の判断

A 義務付け・枠付け条項合計 (B+C+D)

	B メルクマール該当条項	C メルクマール非該当条項	D 準用・適用・読替規定
	(B/B+C) 51.8%	(C/B+C) 48.2%	
計 10057	4389	4076	1592

(義務付け・枠付条項を含む法律：482 法律)

(B メルクマール該当条項数計の内訳)

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール該当条項											
i ~ vii 純計 (重複除)	i	ii	iii	iv					v	vi	vii
	a	b	c	d	e	f	g				
計 2315	763	19	590	183	1	72	142	276	14	62	397
											36
											27

非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール該当条項							
ア～キ純計 (重複除)	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
計 2076	1706	187	35	3	10	63	76

※ 個々の条項が複数のメルクマールに該当することがあるため、i ~ vii 純計（重複除）及びア～キ純計（重複除）は、個々のメルクマール該当条項の合計と一致しない。同様に、B メルクマール該当条項は、i ~ vii 純計（重複除）とア～キ純計（重複除）の合計と一致しない。

※ D 準用・適用・読替規定：準用・適用・読替規定については、特段の必要がない限り、準用・適用・読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行っている。（例：「第B条 第A条の規定は〇〇場合に準用する。」→この場合、特段の必要がない限り、メルクマール該当・非該当の判断は第A条において行っており、第B条では行っていない。）

国の出先機関の抜本改革（機関別概要）

沖縄総合事務局	⇒ 組織・定員のスリム化 ○他の出先機関と共通の事務権限の見直し ○二級河川の直轄管理特例〔要件明確化〕
----------------	--

総合通信局	⇒ 組織・定員のスリム化
--------------	--------------

法務局	⇒ 組織・定員のスリム化
------------	--------------

地方厚生局	⇒ ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合 ○指定医療機関、養成施設、生活保護施設〔地方移譲〕 ○健康食品の虚偽誇大広告規制〔地方移譲〕 ○民生委員等の委嘱〔手續簡素化〕
--------------	--

都道府県労働局	⇒ ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合 ○無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕 ○個別労働紛争解決事業〔国と地方の連携強化〕
----------------	---

中央労働委員会地方事務所	⇒ 廃止
地方農政局	⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合 ⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局(仮称)に統合
	○JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕 ○食の安全・信頼、食育等に関する広報啓発〔地方の役割拡大〕 ○国営土地改良事業〔対象施設見直しの検討〕 ○農林水産業に関する統計調査〔実査事務の地方移譲〕 ○農地転用許可、農業振興地域等〔国と地方の役割分担の見直し等〕 ○米穀の買入れ・売渡し業務〔実施主体の見直し〕

森林管理局	⇒ 独法化後に残る事務・権限を担う組織を残す ○国有林野事業（人工林の整備等）〔一部独法化〕 ○民有林直轄治山事業〔要件明確化〕
--------------	--

漁業調整事務所	⇒ 組織・定員のスリム化
----------------	--------------

経済産業局	⇒ 地方振興局(仮称)に統合 ○消費者取引の適正化、製品安全〔地方移譲〕 ○消費生活相談〔国と地方の連携強化〕 ○省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道〔地方移譲〕 ○商工会議所〔地方移譲・手續簡素化〕 ○中小・ベンチャー企業育成〔先端・モデル的なもの等に限定〕
--------------	--

地方整備局	⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合 ⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局(仮称)に統合
	○国道の整備・管理、一級河川の管理〔地方移管〕 ○国営公園の管理〔地方移管〕 ○直轄港湾事業〔拠点となる港湾施設の限定〕 ○直轄砂防事業〔要件明確化〕 ○都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等〔地方への関与縮小〕

北海道開発局	⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合 ⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局(仮称)に統合
	○他の出先機関と共通の事務権限の見直し ○道州制特区制度に基づく取組みの推進

地方運輸局	⇒ 地方振興局(仮称)に統合
	○自動車登録事務〔一部独法化〕 ○自家用有償運送、運転代行業〔地方移譲〕 ○自動車道事業〔地方移譲〕 ○地域観光振興〔先端・モデル的なもの等に限定〕

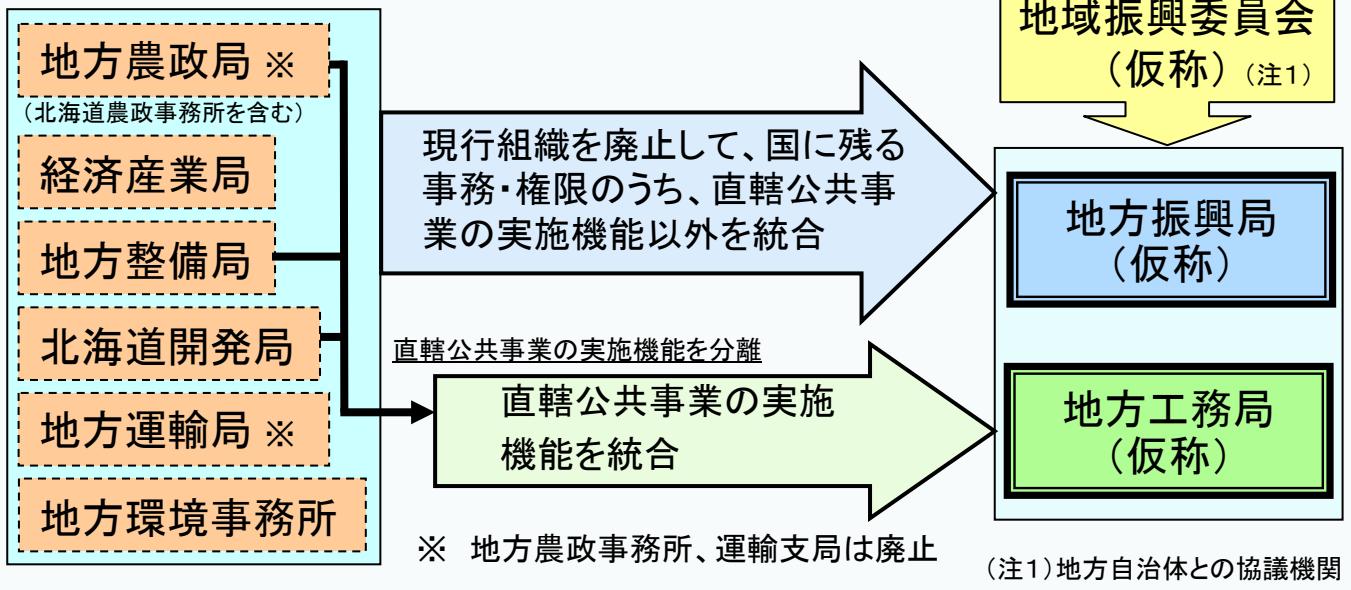
地方航空局	⇒ 組織・定員のスリム化
地方環境事務所	⇒ 地方振興局(仮称)に統合

地方環境事務所	⇒ 地方振興局(仮称)に統合
	○環境教育・環境保全活動の推進〔地方の役割拡大〕 ○家電リサイクル、オフロード排ガス規制〔地方移譲〕 ○土壤汚染の指定調査機関〔地方移譲〕 ○循環型社会形成推進協議会〔位置付けの見直し等〕

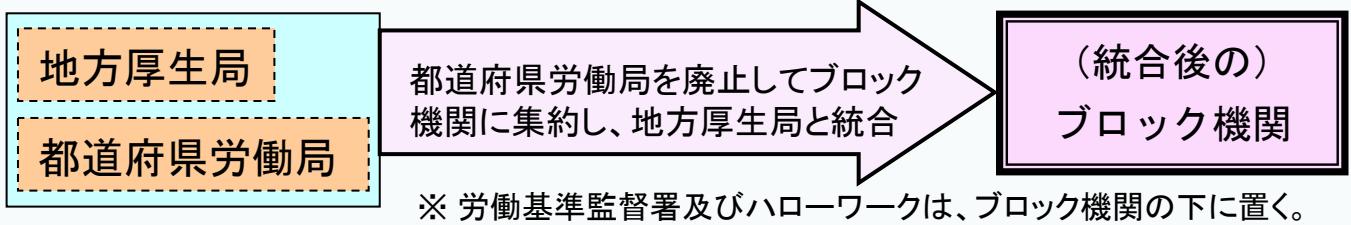
※ 以上のほか、国家試験・統計調査の実施事務を横断的に見直し
※ 「地方移譲」、「地方への関与縮小」等の具体的な内容は、勧告別紙2を参照

【参考】組織改革の方向性(イメージ)

i) 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うもの



ii) 同一府省における出先機関の統廃合を行うもの



iii) 組織を廃止するもの



iv) 現行の組織を残すもの



(注2)既定方針に沿った独立行政法人化後に國に残る事務・権限を担う組織を残す。